

## 条例のポイント

### (1) 条例の目的

市民、事業者及び市が一体となって、廃棄物の発生及び排出の抑制等による減量化、資源化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持を推進することにより、循環型社会の形成及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与すること。

### (2) 市民、事業者、市の具体的な取組

#### ア 市民、事業者、市の相互協力

廃棄物の減量化、資源化等の推進に当たり、市民、事業者、市は、相互に協力、連携するよう努めなければならないとしました。

#### イ 市民が行う廃棄物の減量化、資源化

市民は、使い捨ての商品や容器、包装材等の使用を抑制するとともに、資源化が可能な物を分別して排出すること、集団資源回収等の活動に参加して協力すること等により、廃棄物の減量化、資源化に努めなければならないこととしました。

#### ウ 事業者が行う廃棄物の減量化、資源化

事業者は、資源化が可能な物の分別の徹底等の資源化を推進することや、長期間使用することが可能な製品の開発、修理・回収の体制の確保、過剰な包装の自粛等により、廃棄物の減量化、資源化に努めなければならないとしました。

#### エ 市が行う廃棄物の減量化、資源化

市は、自らの廃棄物の減量化、資源化を推進するとともに、市民、事業者による廃棄物の減量化、資源化を促進しなければならないとしました。

### (3) 事業系一般廃棄物の減量化、資源化等の促進

#### ア 減量化等計画書の提出

現在、任意となっている事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者(多量排出事業者)が作成する減量化等計画書の提出を義務化するとともに、提出しない者に対しては、命令し、更に提出をしない者について公表することができることとしました。

#### イ 廃棄物管理責任者の選任

多量排出事業者に対して、廃棄物管理責任者を選任し、届け出ることを義務付けるとともに、届出をしない者に対しては、命令し、更に届出をしない者について公表することができることとしました。

### (4) 廃棄物の適正な処理

#### ア 家庭ごみの適正な排出

市民は、家庭ごみを一般廃棄物処理計画に定める分別の方法に従い、集積場所に適正に排出しなければならないこと、適正に分別、排出していない市民に対して、市長は適正な分別、排出をするよう求めることができることとしました。

#### イ 事業系一般廃棄物の適正な排出

事業者は、事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に従い、適正に分別して排出

しなければならないこと、適正に分別、排出していない事業者に対して、適正な分別、排出をするよう命ずることができること、また、命令に従わないときは、その者が搬入する事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができることとしました。

ウ 排出を禁止する廃棄物

市民又は事業者が、廃棄物のうち、危険性のあるもの、有毒物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、著しく容積の大きいもの、重量の重いもの、市の行う処理に著しい支障を及ぼすものの排出を禁止するとともに、これらのもののうち一般廃棄物であるものを処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならないこととしました。

エ 清掃工場への廃棄物の搬入

市の設置した清掃工場などへの廃棄物の搬入に際しては、受入基準に従わなければならないことを明確にするとともに、受入基準に従わない者に対しては、受入を拒否することができることとしました。

(5) 資源の持ち去り行為への対応

ア 資源の持ち去りの禁止

市又は市の委託を受けた者以外の者が、集積場所に出されたいわゆる資源ごみ（古紙、ガラスびん、缶等）を持ち去ってはならないこと、また、市長は、持ち去り行為を行った者に対して、持ち去り行為を行わないよう命令することができることとしました。

イ 命令違反への罰則

持ち去り禁止命令に違反した者には、罰金（20万円以下）を科すこととしました。

(6) 産業廃棄物の不適正処理の防止

ア 産業廃棄物の処理の实地確認

事業者は、産業廃棄物の運搬、処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするときは、運搬、処分が行われる施設の状況等を实地に確認するよう努めなければならないこととしました。

イ 産業廃棄物の保管場所の届出

産業廃棄物の生じた場所以外の場所で当該産業廃棄物を保管しようとする事業者は、あらかじめ、保管用地の区域ごとに、事業者の氏名、住所、保管用地の所在地、保管する産業廃棄物の種類等を届け出なければならないこと、また、当該届出をしない者などには、罰金(30万円以下)を科すこととしました。

ウ 所有地等を賃借人等に使用させる場合の責務

土地を所有し、占有し、管理する者は、土地を他の者に使用させる場合等で、産業廃棄物の搬入が予想されるときは、産業廃棄物の不適正処理の防止に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしました。

エ 調査等の請求

市民は、産業廃棄物の不適正処理が行われ、又は行われるおそれがあるときは、

市長に対し調査、検討を求めることができることとしました。

(7) 清潔の保持

ア 土地等の清潔の保持

土地、建物等を所有し、占有し、管理する者(土地所有者等)は、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じ、清潔を保つよう努めなければならないこと、また、市長は、土地所有者等が土地、建物又は工作物の周囲の住民の生活環境を著しく害していると認めるときは、改善を求めることができることとしました。